

## 令和5年度クリーニング師試験実施要綱

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定により、令和5年度福島県クリーニング師試験を次のとおり実施する。

### 1 試験の日時及び場所

#### (1) 日時

令和5年11月11日（土）

午前10時30分～12時 学科試験

午後1時～ 技能試験（アイロン仕上げ、繊維の鑑別等）

#### (2) 場所

郡山ヘアメイクカレッジ（郡山市笹川三丁目53番1）

### 2 試験科目、時間及び配点

試験区分	試験科目	試験時間	配点
学科試験	(1)衛生法規に関する知識 (2)公衆衛生に関する知識 (3)洗濯物の処理に関する知識	90分	300点 (各100点)
技能試験	技能筆記試験：繊維の鑑別等	10分	100点
	技能実技試験：湿したワイシャツ（綿100%）のアイロン仕上げ	10分	400点

### 3 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に規定する者

### 4 受験手続

#### (1) 受験願書受付期間

令和5年9月22日（金）から令和5年10月6日（金）まで  
（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）

(2) 受験願書提出先及び提出方法

住所地区分	提出先及び提出方法
福島県内に 住所地を有 する者	住所地を管轄する福島県保健福祉事務所（福島市、郡山市又はいわき市に住所地を有する者は、それぞれ福島市保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所とする。）へ持参すること。
福島県外に 住所地を有 する者	上記提出先のうち、いずれかの場所へ持参すること。

(3) 提出書類

クリーニング師試験を受験しようとする者は、別表の左欄に掲げる書類を提出すること。

なお、別表の左欄に掲げる書類中ア、イ及びオの様式は、上記提出先のいずれか又は福島県のホームページから入手すること。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/r5cleaning-exam.html>

(4) 受験手数料

10,000円（福島県収入証紙を受験願書にはり付けて納入すること。消印はしないこと。）

なお、既に納付された手数料はいかなる理由であっても返還しない。

5 合格発表

合格者の発表は、令和5年11月30日（木）午前9時に県庁前掲示板、福島県保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所、いわき市保健所に掲示する他、福島県ホームページにも掲載する。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/>

また、受験者には合否の結果を通知する。

6 合否判定基準

(1) 学科試験及び技能筆記試験

いずれの科目についても0点がなく、合計得点が240点（60%）以上得点した者を合格とする。

(2) 技能実技試験

実技試験委員4名が1人あたり100点満点で採点を行い、その合計が240点（60%）以上の者を合格とする。

(3) 総合判定

(1) 及び (2) のいずれも満たした者をクリーニング師試験の合格者とする。

## 7 試験結果の開示

### (1) 開示内容

ア 学科試験及び技能筆記試験の合計得点

イ 技能実技試験の合計得点

### (2) 開示の方法及び期間

受験者に対して別途示すこととする。

## 8 その他

(1) 知事は、受験願書を受理したときは、受験番号及び受験に関する必要な事項を記載した受験票を出願者に送付する。

(2) 試験に関して不明な点は、管轄の福島県保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所、いわき市保健所、福島県保健福祉部食品生活衛生課に問い合わせること。

ア 県北保健福祉事務所 生活衛生部 衛生推進課 環境衛生チーム 電話024-534-4304

イ 県中保健福祉事務所 生活衛生部 衛生推進課 環境衛生チーム 電話0248-75-7820

ウ 県南保健福祉事務所 生活衛生部 衛生推進課 環境衛生チーム 電話0248-22-5486

エ 会津保健福祉事務所 生活衛生部 衛生推進課 環境衛生チーム 電話0242-29-5521

オ 南会津保健福祉事務所 生活衛生部 衛生推進課 電話0241-63-0308

カ 相双保健福祉事務所 生活衛生部 衛生推進課 環境衛生チーム 電話0244-26-1363

キ 福島市保健所 衛生課 生活衛生係 電話024-597-6319

ク 郡山市保健所 生活衛生課 環境衛生係 電話024-924-2157

ケ いわき市保健所 生活衛生課 環境衛生係 電話0246-27-8591

コ 福島県保健福祉部 食品生活衛生課 電話024-521-7243

(別表)

提出書類	備考
ア 受験願書	所定の様式により作成すること。
イ 履歴書	所定の様式により作成すること。
ウ クリーニング師 試験受験資格を証 する書類	中学校、高等学校、短期大学、大学等いずれかの 卒業証明書 1通 ※卒業証書でも可とする。その場合、卒業証書の 原本と写しの両方を用意すること。なお、原本は 写しと照合した後、返却する。 ※受験資格を証するものであれば、最終学歴のも のでなくてもよい。
エ 戸籍抄本又は戸 籍記載事項証明書	申請者が外国人であるときは、住民票の写し（住 民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）
オ 写真	・写真の貼付面（裏面）に撮影年月日及び氏名を 記入すること ・所定の様式に貼付すること。 ・写真は、出願前6か月以内に撮影した上半身、 正面向き、無帽で、縦4.5センチメートル、横 3.5センチメートルのものとする。

※別表の左欄に掲げる書類中ア、イ及びオの様式は、受験願書提出先のい  
ずれか又は福島県のホームページから入手すること。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/r5cleaning-exam.html>

第11号様式（第7条関係）

収入証紙

年 月 日

福島県知事

本 籍

住 所

ふりがな

氏 名

年 月 日生

## ク リ ー ニ ン グ 師 試 験 受 験 願 書

クリーニング師試験を受けたいので、出願します。

備考

- この願書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - 履歴書
  - クリーニング師試験受験資格を証する書類
  - 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））
  - 写真（出願前6月以内に撮影した上半身、正面向き、脱帽（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）のもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 氏名及び生年月日は、戸籍のとおり記入すること。



# 履 歴 書

本 籍 \_\_\_\_\_

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_

## 学 歴

年 月	卒 業
-----	-----

## 職 歴

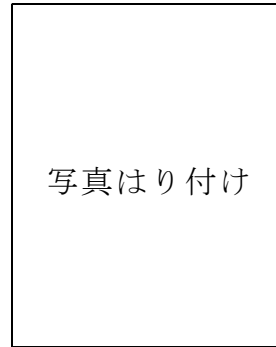
年 月	就 職
年 月	退 職
年 月	就 職
年 月	退 職
年 月	就 職
年 月	退 職
年 月	就 職
年 月	現在に至る。





写真はり付け用紙

(クリーニング)



(縦4.5 cm×横3.5 cm)

住 所

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

撮影年月日

年 月 日

利 き 手

右 ・ 左

(アイロンを持つ手)

(該当する方に○をつけてください。)

注1 はり付ける写真の裏面には、氏名、撮影年月日を記入しておくこと。

注2 利き手は実技試験の際に使用するアイロン（右利き用・左利き用）を確認するもの。